

一宮市告示第242号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収(仮徴収)開始通知書を送達します。

なお、これらの送達文書は、一宮市福祉部介護保険課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和6年5月7日

一宮市長 中野正康

